

香川高等専門学校産業技術振興会会費に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、香川高等専門学校産業技術振興会の会費に関し、必要な事項を定める。

(会費の額)

第2条 会費は年会費とし、次の各号のとおりとする。

- (1) 法人会員 3万円
- (2) 個人会員 1万円
- (3) 特別会員 免除する。

(納入時期等)

第3条 前条に定める会費の納入は、入会時及び毎年度（入会年度を除く。）9月末日までに納入するものとする。

2 納入された会費は、原則として返還しない。

附 則

この細則は、平成21年8月28日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年10月1日から施行する。